



## 環境のための補助制度

問環境推進課 (☎62-1017)

申請書・パンフレットは市HPでダウンロードしてください。

### 住宅用地球温暖化対策設備設置費補助制度

対 自らが居住する市内の住宅に対象システムを購入し設置する人（実績報告時までの転入・転居者を含む）または自らが居住する目的で対象システム付の市内の新築建売住宅を購入した人

補助金額 設置に要する額

補助対象システム	補助金額（上限）
①住宅用太陽光発電システム（一体的導入*1）	ID1003926 1kWあたり50,000円 （上限150,000円）
②家庭用燃料電池システム（エネファーム）	ID1003927 100,000円
③住宅用エネルギー管理システム（HEMS）	ID1003928 20,000円
④住宅用リチウムイオン蓄電システム	ID1003930 150,000円
⑤住宅用電気自動車等充給電システム	ID1003929 50,000円
⑥高性能外皮等（一体的導入*2） 断熱等性能等級5以上かつ一次エネルギー消費量等級6の基準を満たす住宅の高断熱外皮、空調設備、給湯設備（エネファームを除く）、換気設備	ID1017513 100,000円
⑦住宅用太陽熱利用システム ※太陽光発電システムと一体型のシステムを設置する人は、太陽光発電システムとの併給不可	ID1003931 自然循環型 25,000円 強制循環型 空気集熱型 50,000円

\*1…③と④～⑥のいずれかを一体的に導入すること

\*2…①と③を一体的に導入すること

申請期限 補助対象システムの着工前（建売住宅の場合は引渡前）

※年度内に設置完了および実績報告を行うこと

補助制度を活用して、  
お得にエコしよう♪



### 次世代自動車購入費等補助制度

対 ▶ 個人用 (ID1003932) …申請日の6カ月以上前から引き続き市内に在住し、市内を使用の本拠とする新車の次世代自動車を非営利かつ自ら使用する目的で購入または4年以上のリース契約をした人

▶ 事業用 (ID1003933) …市内に事務所または事業所を有し、市内を使用の本拠とする新車の次世代自動車を事業のために自ら使用する目的で購入または4年以上のリース契約をした事業者（年度につき1台を限度。超小型電気自動車1台とその他補助対象車種1台の組み合わせは可）

※リース（サブスクリプション含む）契約の場合、対象者に次世代自動車を貸与するリース事業者に補助金を交付します。車の使用者は補助金相当額がリース料金から値下げされます。

補助金額 車両本体価格の10分の1

※車両本体価格から値引きがある場合は、値引き後の価格が対象

補助対象車種	個人用	事業用
燃料電池自動車	上限500,000円	上限400,000円
電気自動車、プラグインハイブリッド自動車	上限300,000円	上限150,000円
超小型電気自動車	上限70,000円	

申請期限 車検証または標識交付証明書の交付年月日から90日以内

◆EV・PHEV充電スタンドを設置しています ID1003906

場 市役所、相生・神田駐車場、各市民センター、南部・北部生涯学習センター、総合文化センター、一ツ木福祉センター、刈谷ハイウェイオアシス第1駐車場

利用方法 いずれか1カ所での利用登録で、200V普通充電スタンドを無料で利用できます（1回90分まで）。登録車両のナンバーを確認の上、施設窓口で運転免許証を提示し、利用登録の手続きをしてください。

他施設により利用登録受付時間や充電設備利用時間が異なります。



### 合併処理浄化槽設置整備事業補助制度 ID1003934

対 下水道の事業計画区域以外の地域にある専用住宅において、既設の単独処理浄化槽またはくみ取り便槽を廃止し、合併処理浄化槽を設置する人

対象設備 高度処理型（窒素またはリン除去型）かつ国庫補助指針に適合する10人槽以下の合併処理浄化槽

補助区分	人槽	補助金額（上限）
A設置に要する費用の10分の4	5	360,000円
	6～7	462,000円
	8～10	585,000円
単独処理浄化槽の撤去を伴う場合（Aの金額に上乘せ）		+150,000円
くみ取り便槽の撤去を伴う場合（Aの金額に上乘せ）		+120,000円
宅内配管の工事を伴う場合（Aの金額に上乘せ）		+330,000円

申請期限 合併処理浄化槽の工事着工前

※2月26日(金)までに実績報告を行うこと

◆浄化槽の適切な維持管理をしましょう ID1008979

浄化槽の機能を適正に維持し、生活排水をきれいに処理するために、浄化槽使用者は、保守点検、清掃、法定検査が義務付けられています。保守点検を年3～4回、清掃を年1回以上（全ぱっ気式は6カ月に1回以上）、法定検査を年1回受けてください。

適正な維持管理をしていないと、  
悪臭などの原因になるよ！



### 生ごみ処理機器購入費補助制度 ID1003782

対象設備 ①生ごみ処理機（電動、手動などによる機器）、②コンポスト容器（容量70ℓ以上の機器）

条件 ▶ 市の販売指定店で購入すること ▶ 過去3年間補助を受けていないこと

補助金額 販売価格（税込）の2分の1（上限①30,000円、②5,000円）

※値引き・ポイント利用がある場合は、値引き・ポイント利用後の価格が対象

申請期限 対象機器の購入から90日以内

事業者に対して最大1000  
万円の「事業用脱炭素促進  
設備導入費補助制度（ID  
1012572）」も実施して  
います！



## 5月1日からモバイルバッテリー・廃食用油などを回収します

問ごみ減量推進課 (☎21-1705)

回収場所	受付時間	休館日
東刈谷・富士松・小垣江・北部市民センター	月曜 8時30分～17時15分 火～日曜 8時30分～21時	祝日の月曜、年末年始
資源回収所（泉田町南新田16）	8時30分～16時30分	日曜、年末年始
清掃センター	8時30分～17時15分	土・日曜、祝日、年末年始

◆発火の危険があるモバイルバッテリー、充電式小型家電などの回収 ID1021775

回収対象品目 モバイルバッテリー、電気シェーバー、ハンディファン、加熱式たばこ、ワイヤレスイヤホン、電動歯ブラシなど

回収方法 充電を使い切り、端子部分をセロハンテープなどで絶縁し、回収場所の職員に渡してください。

注意事項 大きさによっては、資源回収所を案内する場合があります。

◆廃食用油の回収 ID1021928

廃食用油を回収し、バイオディーゼル燃料にリサイクルします。また、バイオディーゼル燃料を混合した軽油を、不燃物理立場のフォークリフトに活用します。

回収できるもの 植物性油（サラダ油、なたね油、ごま油、オリーブ油など）

回収できないもの 動物性油（マヨネーズ、ドレッシング類、ラードなど）、機械油（エンジンオイルなど）、燃料油（灯油など）、事業用油（飲食店などで使用されたもの）

回収方法 油を十分に冷ました後、ペットボトルに入れ、ふたをしっかりと閉めて回収場所の回収BOXに入れてください。

注意事項 ・天かすなどの固形物を取り除いてください。

- ・水分が混入した油や固まった油は回収できません。
- ・ペットボトルの外部に付着した油は拭き取ってください。